

# 災害薬事コーディネーターに 期待される役割

福岡大学薬学部 臨床薬学教室  
江川 孝

- 日本災害医学会 災害医療認定薬剤師
- － 国際緊急援助隊医療チーム 登録薬剤師
  - － 日本DMAT隊員・日本DMATロジスティクスチーム隊員
  - － 福岡県災害医療コーディネーター
  - － 元厚生労働省新型コロナ感染症対策推進本部事務局 参与

# 本日の内容

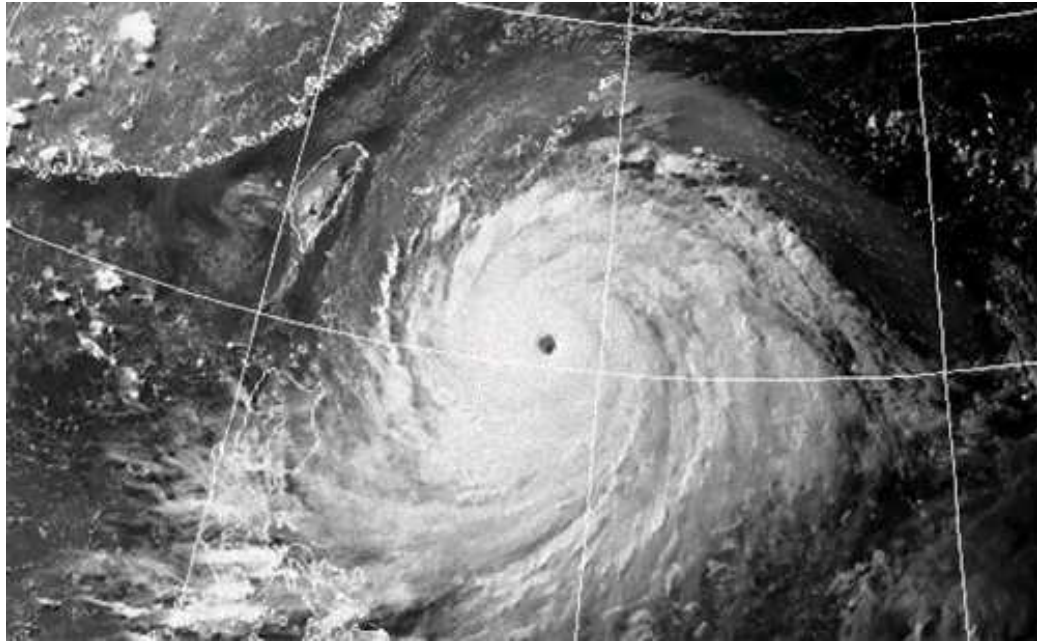
1. 我が国の災害医療提供体制
2. 災害対策本部
3. 災害医療と保険医療

# 本日の内容

- 1. 我が国の災害医療提供体制**
2. 災害対策本部
3. 災害医療と保険医療

# 伊勢湾台風

(昭和34年9月26日)



犠牲者5,098人 (死者4,697人・行方不明者401人)  
負傷者38,921人  
全壊家屋36,135棟・半壊家屋113,052棟、  
流失家屋4,704棟、床上浸水157,858棟、  
船舶被害13,759隻



# 災害対策基本法

(昭和36年11月15日法律第223号)

国土並びに国民の生命、身体及び財産を**災害から保護**するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な**体制を確立**し、**責任の所在**を明確にするとともに、**防災計画**の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

区市町村長

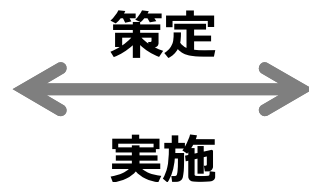
防災に関して体制を確立して**責任の所在**を明らかにするとともに**防災計画**を作成する。

# 防災計画の体系

## 防災基本計画

- 各種防災計画の基本
- 災害等に関する科学的研究の成果、発生した災害の状況や地震防災応急対策の効果を反映
- 総合的・長期的計画、防災業務計画
- 地域防災計画において重点おくべき分野

政府の防災対策に関する基本的な計画であり、防災分野の最上位計画



中央防災会議

## 防災業務計画

- 所掌事務・業務に関する計画
- 地域防災計画作成の基準（指定行政機関）

策定  
↕  
実施

指定行政機関  
指定公共機関

- 中央省庁
- 日本銀行、日本医師会、日本赤十字社  
NHK、NTT、ソフトバンクなど

## 地域防災計画

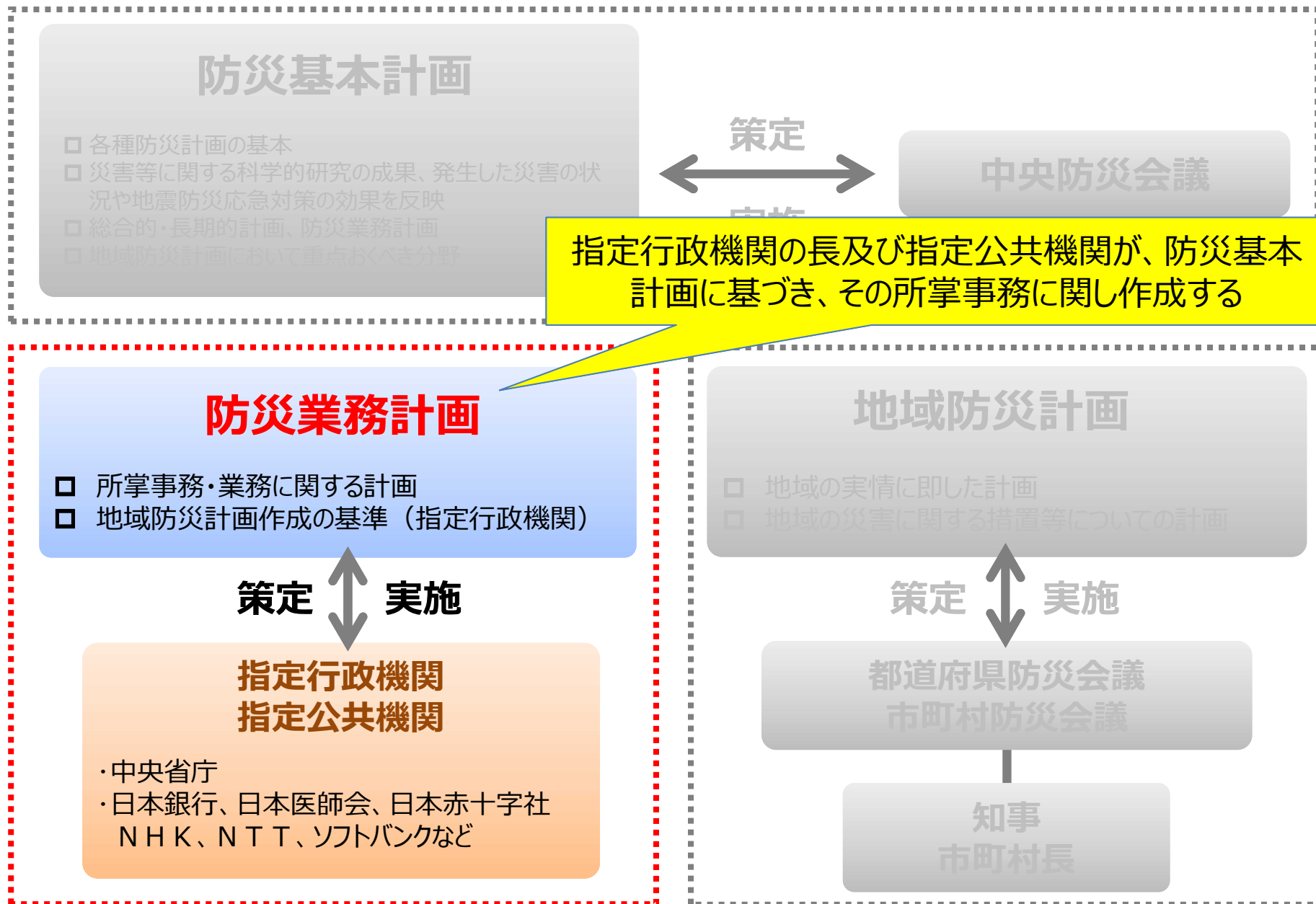
- 地域の実情に即した計画
- 地域の災害に関する措置等についての計画

策定  
↕  
実施

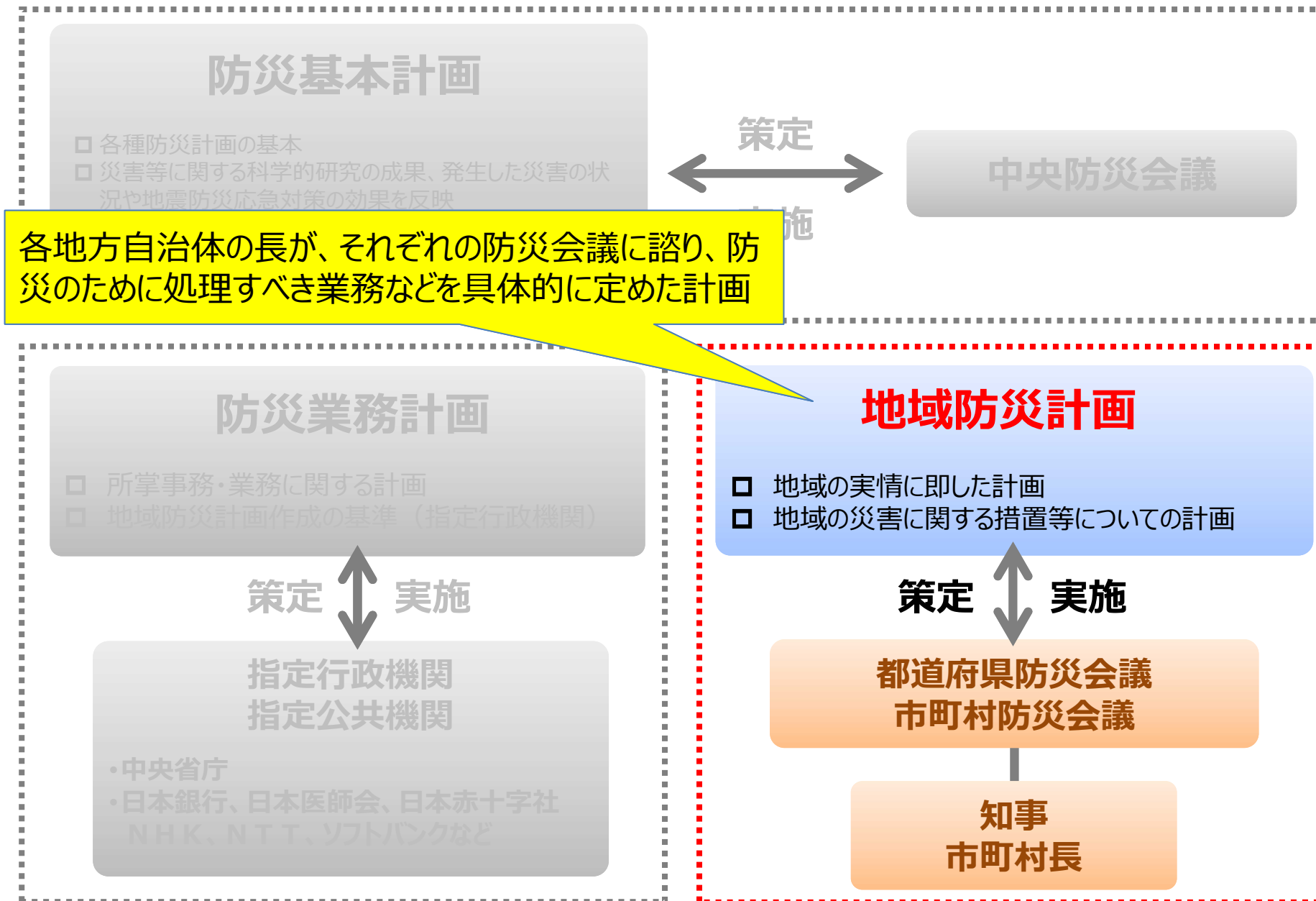
都道府県防災会議  
市町村防災会議

知事  
市町村長

# 防災計画の体系



# 防災計画の体系





# 福岡県地域防災計画



指定地方公共機関：福岡県薬剤師会

- 医療救護班の編成・派遣
- 医薬品等の供給
- 広域的医療救護活動の調整
- 原子力災害医療活動
- 安定ヨウ素剤の配付
- 安定ヨウ素剤の服用指示・服用説明
- 心身の健康相談

# 災害救助法

(昭和22・10・18・法律118号)

第33条 第23条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む）は、救助の行われた地の**都道府県**が、これを**支弁**する。

第36条 **国庫**は、都道府県が第33条の規定により支弁した費用及び第34条の規定による補償に要した費用（前条の規定により求償することができるものを除く。）並びに前条の規定による求償に対する支払に要した費用の合計額が政令で定める額以上となる場合において…… 左の**区分に従って負担する**ものとする。

**行為**に関わる費用 = **行為**が決められている

災害支援にかかった**費用**は  
**被災都道府県知事が支弁する**

# 災害救助法の原則

## I 平等の原則

被災者の経済的な要件の如何にとらわれず、救助を要する被災者には**等しく救助**の手をさしのべなければならない。

## II 必要即応の原則

同じ被災者に対する救助であっても、**必要なもの**については**必要な程度**行われなければならないが、それを超えて救助を行う必要はない。

## III 現物支給の原則

法による救助は**現物**をもって行うことを原則としている。

## IV 現在地救助の原則

法による救助は被災者の住民はもとより、旅行者、一般家庭の訪問客、その他その土地の通過者等を含め、全ての被災者に対して**現在地**において**実施**することを原則としている。

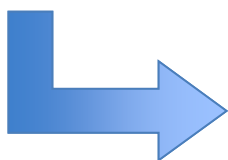
## V 職権救助の原則

法による救助は、応急救助の性質からして被災者の申請を待つことなく、**都道府県知事**がその**職権**によって、救助すべき対象(人)、救助の種類、程度、方法及び期間を調査、決定の上、実施することとなっている。

# 災害救助法適用地域における医療の実施

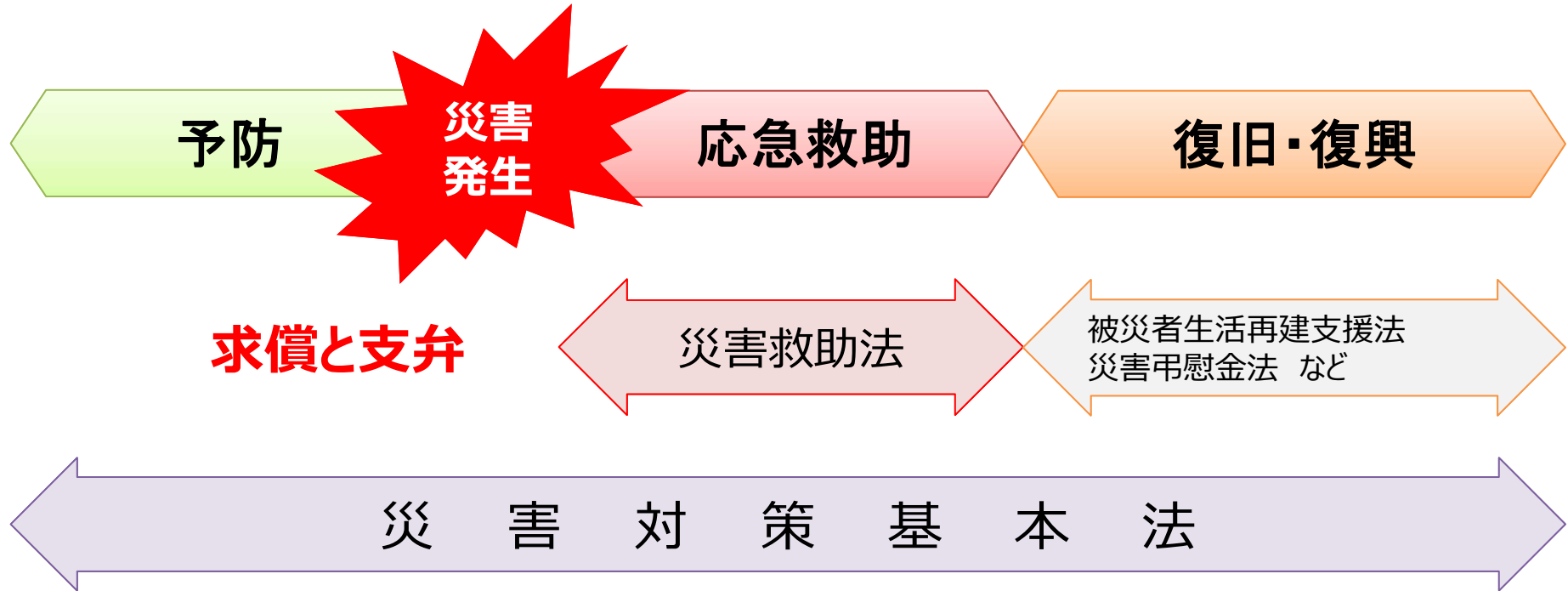
項目	一般基準	備考
対象者	災害により医療の途を失った者	あくまでも応急的な処置
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所 <sup>(注)</sup> において医療(施術)を行うことができる。	(注)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師による施術を含む
医療の範囲	①診療、② <b>薬剤</b> 又は治療材料の <b>支給</b> 、③処置、手術、その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護	
救助期間	発生の日から <b>14日</b> 以内	<b>特別基準</b> の設定が可能
対象経費	救護班：使用した <b>薬剤</b> 、治療材料、破損した医療器具等の修繕費の実費 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内	あらかじめ編成しておいた救護班では、十分な医療が確保できないとき、都道府県立又は市町村立の病院、診療所、日本赤十字社等の医師、 <b>薬剤師</b> 及び看護師等により <b>救護班</b> を編成する。

□被災地であっても通常の**保険診療**等による医療が行われている場合には、**法による医療を実施する必要はない。**



九州北部豪雨災害（2017年）  
宮城県丸森町台風19号災害（2019年）

# 災害対応法制のイメージ



## 医療救護活動

### 防災基本計画

#### 福岡県地域防災計画



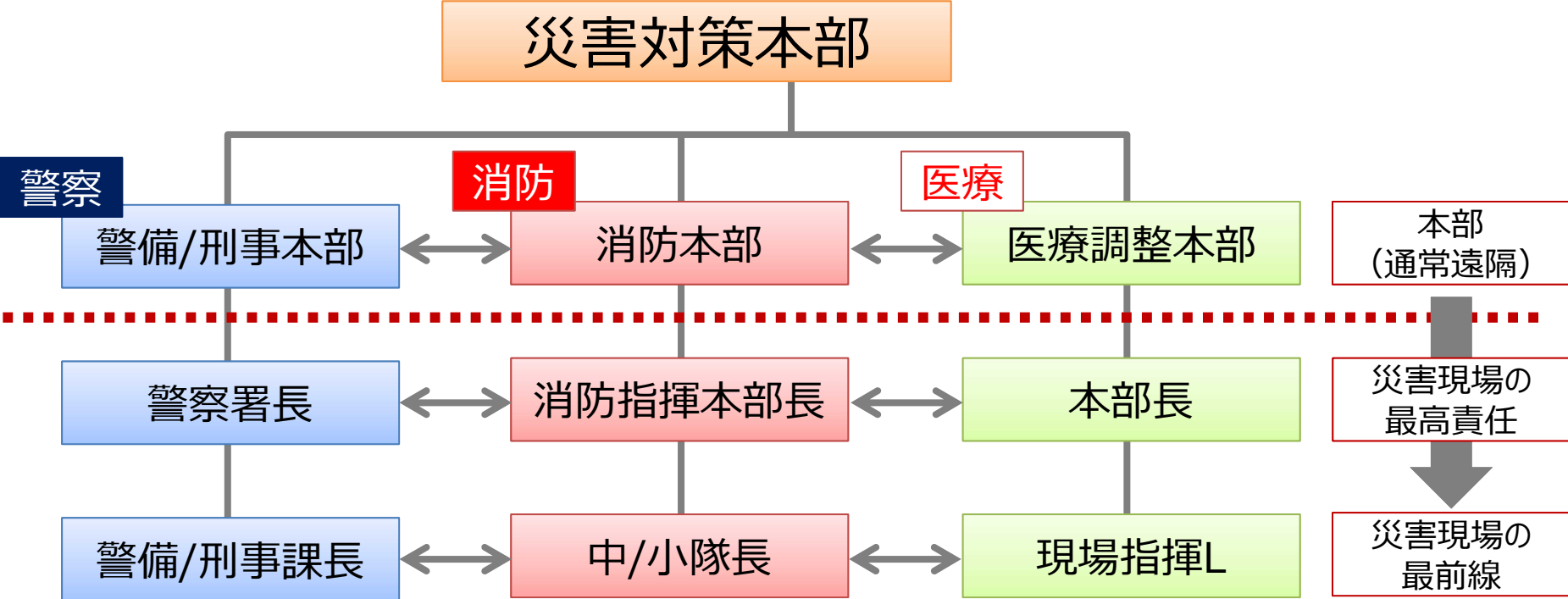
#### 福岡市地域防災計画



# 本日の内容

1. 我が国の災害医療提供体制
- 2. 災害対策本部**
3. 災害医療と保険医療

# Command & Control 指揮命令と連携

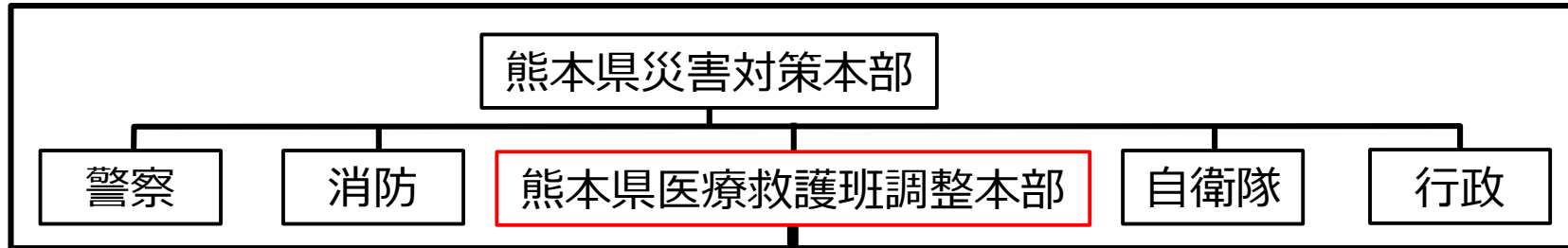


**確立すべきは各機関内でのタテの指揮命令系統と  
各レベルでの関係各機関のヨコの連携**

# Command & Control

## 指揮命令と連携

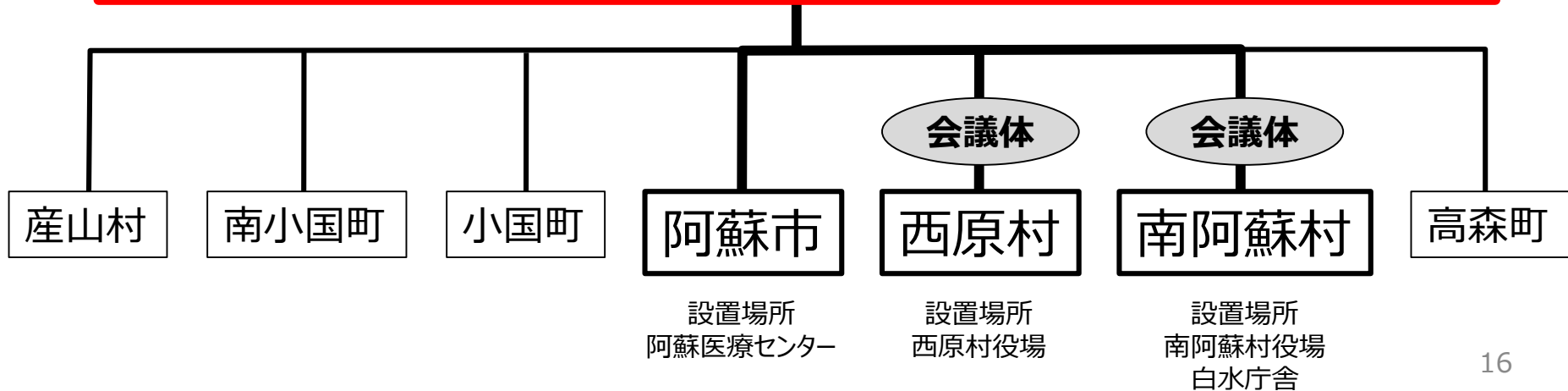
熊本県庁



### 阿蘇地域災害保健医療復興連絡会議(ADRO)

阿蘇保健所長

熊本県、阿蘇市、阿蘇保健所、阿蘇医療センター、阿蘇郡市医師会、阿蘇郡市歯科医師会、阿蘇郡市薬剤師会、警察、消防、自衛隊、日本赤十字社、DPAT、JRAT、阿蘇リハビリテーション広域支援センター、JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）、HuMA、世界の医療団、国立国際医療研究センター、ADRO ICT、**ADRO事務局**





# (参考資料) 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について

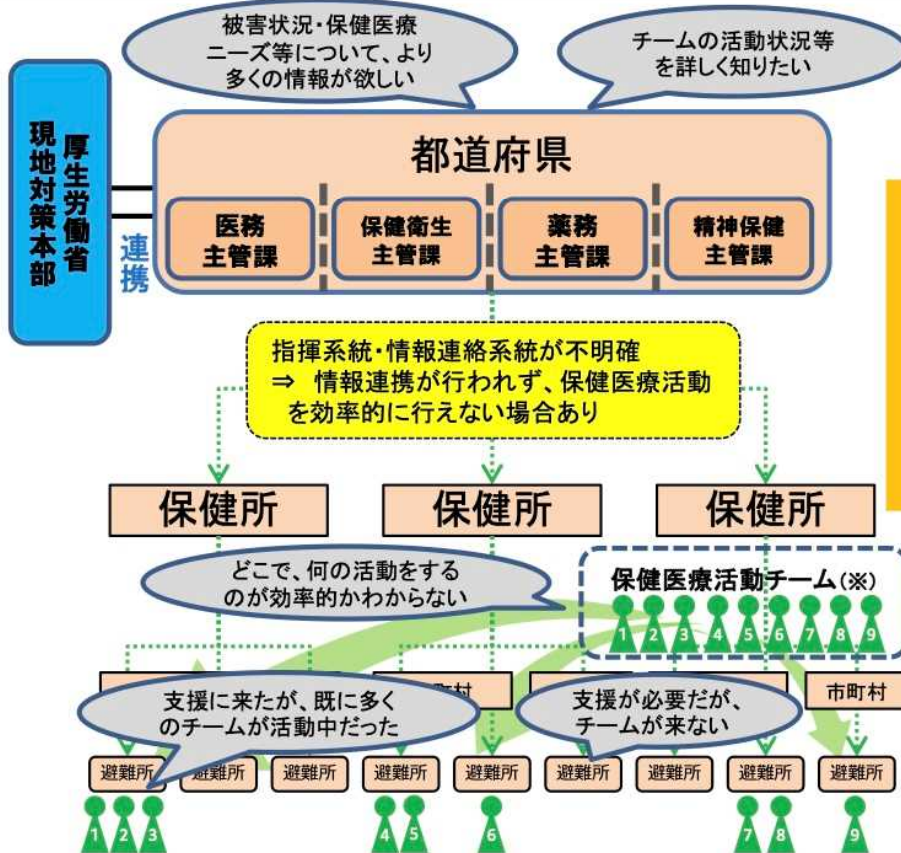
## I 熊本地震における課題と原因

### <課題>

- 被災都道府県、保健所、保健医療活動チームの間で被害状況・保健医療ニーズ等、保健医療活動チームの活動状況等について情報連携が行われず、保健医療活動が効率的に行われない場合があった。

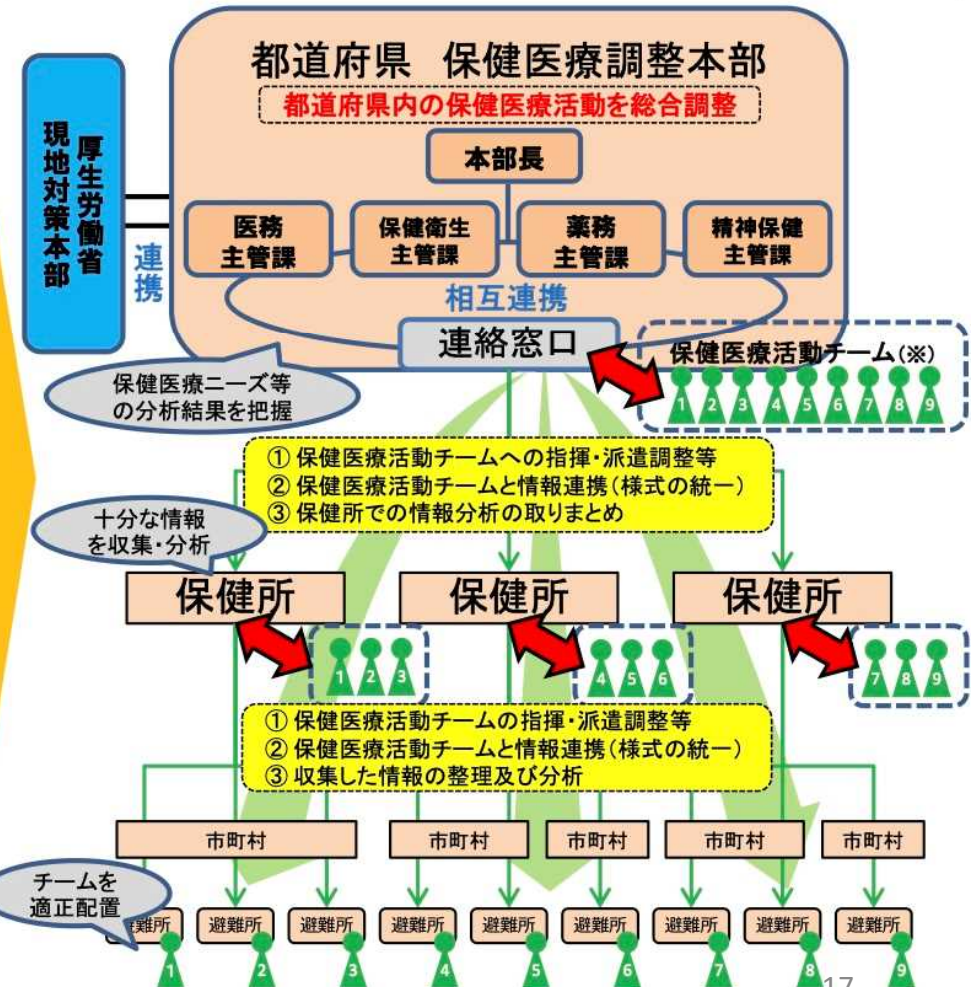
### <原因>

- 被災都道府県及び保健所における、保健医療活動チームの指揮・情報連絡系統が不明確で、保健医療活動の総合調整を十分に行うことができなかった。



## II 今後の大規模災害時の体制のモデル

- 被災都道府県に設置された保健医療調整本部において、保健所と連携し、
  - ① 保健医療活動チームに対する指揮又は連絡及び派遣調整
  - ② 保健医療活動チームと情報連携（様式の統一）
  - ③ 収集した保健医療活動に係る情報の整理及び分析
 を一元的に実施し、保健医療活動を総合調整する体制を整備する。



(※) 凡例 : 保健医療活動チーム (DMAT、JMAT、日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT等)

科 発 0722 第 2 号  
医 政 発 0722 第 1 号  
健 発 0722 第 1 号  
薬 生 発 0722 第 1 号  
社 援 発 0722 第 1 号  
老 発 0722 第 1 号  
令 和 4 年 7 月 22 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省 大臣官房厚生科学課長  
医 政 局 長  
健 康 局 長  
医 薬 ・ 生 活 衛 生 局 長  
社 会 ・ 援 護 局 長  
老 健 局 長  
( 公 印 省 略 )

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について



令和4年7月22日

## 大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について

大規模災害時の被災者に対する保健医療活動に係る体制については、これまで、「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知。以下「平成24年医政局通知」という。）及び平成28年熊本地震に係る初動対応検証チームにより取りまとめられた「初動対応検証レポート」（平成28年7月、平成28年熊本地震に係る初動対応検証

チーム）に**保健医療福祉調整本部**の派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部が設置されているところである。

その中で、令和3年防災基本計画及び厚生労働省防災業務計画に災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）等の整備について追加された。また、令和3年度厚生労働科学研究の「災害発生時の分野横断的かつ長期的ケアマネジメント体制構築に資する研究」において、保健医療のみでは福祉分野の対応ができず、保健・医療・福祉の連携が重要であるとされたことを踏まえ、保健医療調整本部を「保健医療福祉調整本部」としたところである。

## 大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について

### (2) 組織

#### ① 構成員

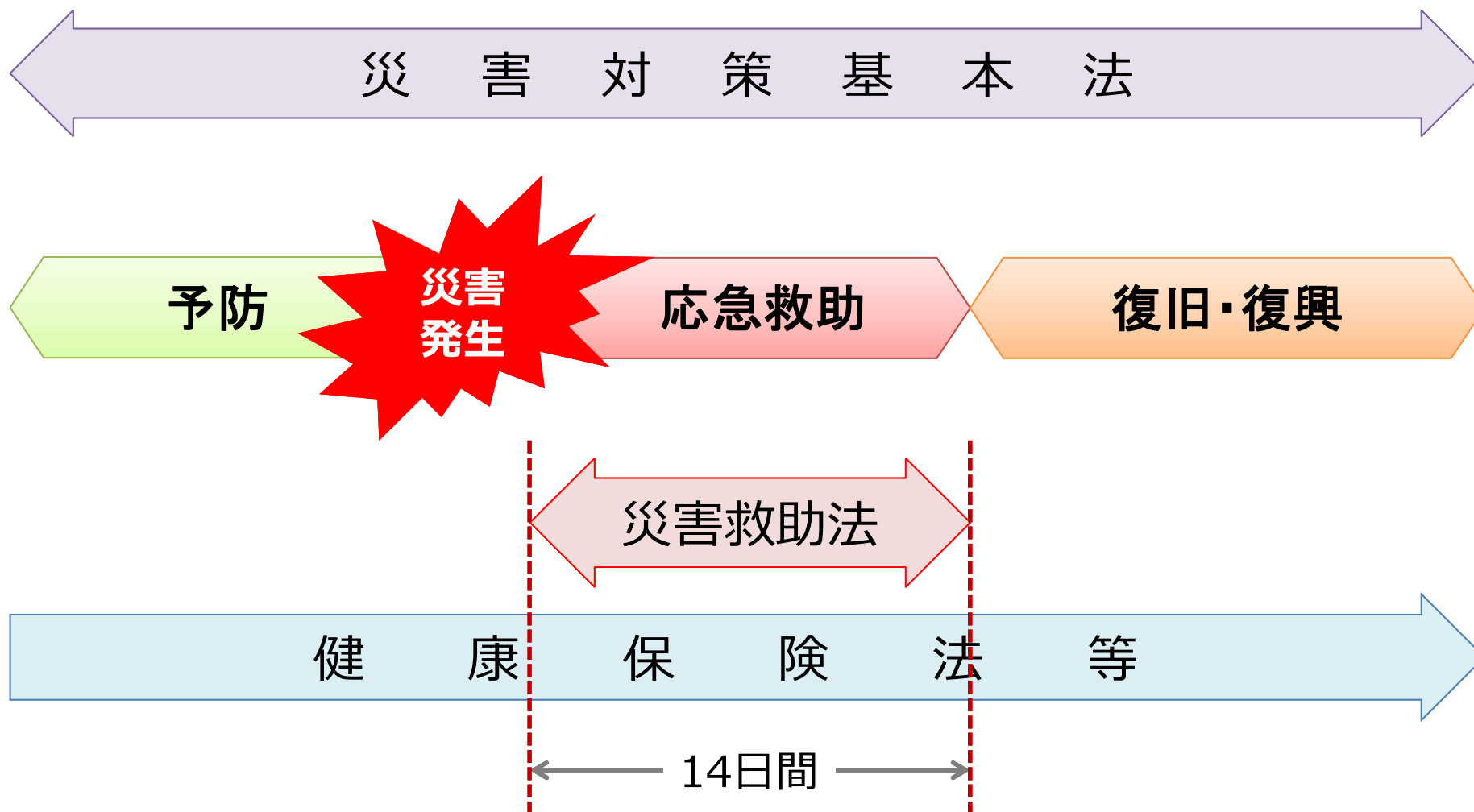
保健医療福祉調整本部には、被災都道府県の医務主管課、保健衛生主管課、薬務主管課、精神保健主管課、民生主管課（「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「平成30年社会・援護局長通知」という。）に記載する災害福祉支援ネットワークを所管する部署。）等の関係課及び保健所の職員、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療福祉調整本部に係る事務を行うこと。また、保健医療福祉調整本部には、本部長を置き、保健医療福祉を主管する部局の長、その他の者のうちから、都道府県知事が指名すること。

# 災害薬事コーディネーター

# 本日の内容

1. 我が国の災害医療提供体制
2. 災害対策本部
- 3. 災害医療と保険医療**

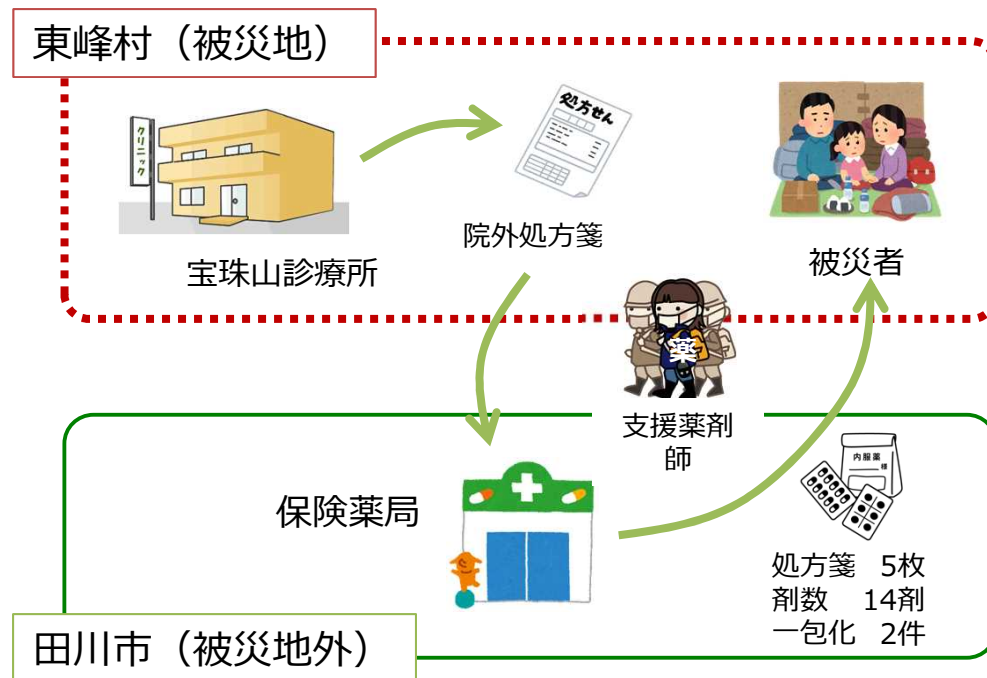
# 災害医療と保険医療



災害救助法から健康保険法にスムーズに移行させるには？

# Transport 搬送（処方薬）

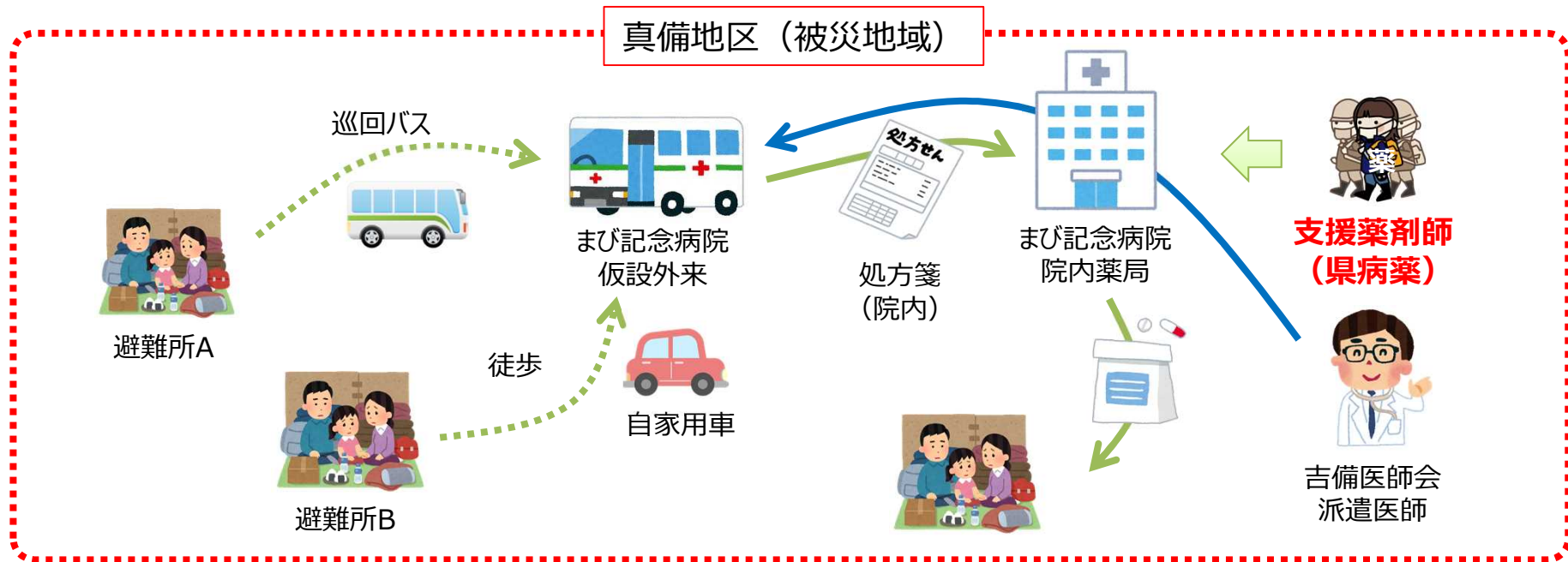
被災地域外での保険調剤  
～平成29年7月九州北部豪雨災害の事例～



被災地であっても通常の保険診療等による医療が行われている場合、災害救助法による医療を実施する必要はないため、福岡県薬剤師会会員薬局（被災地外）で一般処方箋の保険調剤を行った。

# Transport 搬送（薬剤師）

被災地域外での保険調剤  
～平成30年7月豪雨（真備地域）の事例～



院内での調剤支援は、岡山県病院薬剤師会に依頼して院内での服薬指導業務を県内からのボランティア薬剤師が実施できるように調整した。



# Transport 搬送（薬剤師）

被災地域外での保険調剤  
～平成30年7月豪雨（真備地域）の事例～



院外での調剤支援は、岡山県薬剤師会に依頼して被災地外調剤を岡山県会営薬局で行い、ボランティア薬剤師が保険調剤・訪問服薬指導にあたるように調整した。

# Transport 搬送（被災者）

保険医療に繋ぐアクセス確保  
～令和元年10月台風19号災害の事例～



丸森病院での受診や院外処方箋を応需する薬局までのアクセスとして乗合タクシーやコミュニティバスを活用した。

# Transport 搬送（薬剤師）

## 孤立地域への医薬品供給

～令和2年7月豪雨災害（球磨村）の事例～

- 球磨村内避難所にて、医療救護班（DMAT、自衛隊）に帯同した薬剤師が調剤・服薬指導、公衆衛生活動、お薬相談をした。





# Transport 搬送（自衛隊と協働）

## 孤立地域への医薬品供給

～令和2年7月豪雨災害（芦北・水俣）の事例～



- ❑ 自衛隊が被災者から服薬状況のわかるもの（薬袋、お薬手帳の写真）を聞き取りをし、調整本部から、服薬状況のわかるものを保険者情報とともに薬局に提供して調剤を依頼した。
- ❑ 薬局は、過去3ヶ月分の医薬品レセプト請求情報を確認して調剤をし、お薬説明書とともに調剤済みの医薬品を本部に届ける。
- ❑ 自衛隊が調剤済みの医薬品を被災者に緊急支援物資とともに被災者に配達した。
- ❑ 原則、処方箋は事後に発行されるものとして対応した。

# 災害対応における医療活動



**災害医療と保健医療に精通した  
薬事をコーディネートする人材が必要**



